

用語の解説(直観的理解)

特金(特定金銭信託)：投資家が、信託銀行に金銭を預け、信託銀行が投資家（または契約した投資顧問会社）からの指図に基づき株や債券の運用・事務管理を行う。契約終了後には金銭で返してもらう。有価証券の取得時の簿価を財産ごとに区分して管理できるメリットがある。

営業特金：証券会社が自ら証券を売買し、信託銀行には事後報告し、証券を受け渡す。1990年1月より禁止。

一任勘定取引：証券会社が顧客から証券の売買を一任される取引形態。

ファンド：営業特金と一任勘定を合わせた、山一証券内の総称。

利回り保証：利回りを書面を交わして約束すること。1980年代でも違法行為。

にぎり：利回りを口頭で約束すること。

損失補填：証券会社の証券売買により損を出したら、それを何らかの方法で顧客に返すこと。

飛ばし：保有する証券に含み損が発生している会社が、決算期の異なる会社に、その証券を一時的に売却し、決算期末後に買い戻す取引。決算で損失を表面化させない為に。

ファントラ(ファンドトラスト)：信託銀行のファンドマネージャーが、預かった資金による証券の「売り買い、銘柄、株数、価格」を決めて証券会社に発注。一任勘定の信託銀行版。

売現先取引：証券を、「将来のある時点で、事前に決めた価格で買い戻すこと」を条件に売却すること。つまり、証券を担保として金を借りること。

簿外債務：他社に一時的に付け替えるなどして帳簿に記載しない債務。

リスクアプローチ：リスクの高いと思われる部分を重点的に監査していく、ということ。逆に言うと、リスクの低い部分の監査はおおざっぱ。

期待ギャップ：監査人が「実際」に果たす役割と、社会が監査人に対して「期待」する役割との差異。

オンブスマン：スウェーデン語。辞書的には「代理人」の意。株主の立場で企業や経営者の行動を監視する。企業不祥事により損をした株主が集まって訴訟を起こし、損害賠償を求める。

以 上